

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生法](#) | [「安全衛生管理組織」の基準](#) 4
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 4

#### 安全衛生推進者・衛生推進者（法第12条の2、則第12条の2・3）

小規模事業場（50人以下）には、安全・衛生管理者の選任が義務付けられていません。したがって、これらの小規模事業場の安全衛生管理を十分に行うため、10人以上50人未満の事業場では「安全衛生推進者」または「衛生推進者」の選任を義務付けています。

注）：10人未満の事業場は、事業主の責任において労働者の安全と衛生を確保すれば足りる（法第3条1項）。

#### 安全衛生推進者・衛生推進者の業務

安全衛生推進者	衛生推進者
① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 ⑤ ①から④のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。	左記のなかで、衛生に関する業務。

#### 安全衛生推進者・衛生推進者の資格要件

- ① 大学、高等専門学校を卒業した者及び職業能力開発総合大学校で長期課程の指導員訓練修了者で、その後1年以上安全衛生（衛生推進者は「衛生」）の実務に従事した経験を有する者。
- ② 高等学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生（衛生推進者は「衛生」）の実務に従事した経験を有する者。
- ③ 5年以上安全衛生（衛生推進者は「衛生」）の実務に従事した経験を有する者。
- ④ 厚生労働省基準局長が定める講習を修了した者。
- ⑤ 厚生労働省基準局長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。

注）同等以上の能力とは、「安全・衛生管理者の有資格者、労働安全・衛生コンサルタントその他があります。」

●推進者の選任は「事業場専属」が基本ですが、労働安全・衛生コンサルタントは専属でなくてもよい。

●労働基準監督署への「推進者の選任」報告の義務はない。但し、作業場の見やすい場所に推進者の氏名を掲示しなければならない。

#### 安全衛生推進者・衛生推進者の選任が必要な業種

安全衛生推進者	衛生推進者
○製造業（物の加工を含む）。○電気業。○ガス業。○熱供給業。○水道業。○各種商品卸売業、○家具・建具・じゅう器等卸売業。○鉱業。○建設業。○運送業。○自動車整備業及び機械修理業。○林業。○各種商品小売業。○家具・建具・じゅう器等小売業。○通信業。○旅館業。○ゴルフ業。○清掃業。	安全衛生推進者選任事業場以外の事業場。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**